

総会

配布：一般

2012年5月15日

第66会期

議事日程議題 124

総会決議

[第三委員会への付託なし(A/66/L.37 および Add.1)]

**66/254 人権条約機関制度の効果的機能の強化および促進に関する総会の政府間過程**

総会は、

国際連合憲章の目的および原則を再確認し、また世界人権宣言<sup>1</sup>および関連国際人権文書を想起し、

人権条約機関の機能に関するものを含む、国際人権条約の下での締約国の義務を想起し、

1985年5月28日の経済社会理事会決議 1985/7 をまた想起し、

締約国による国際人権文書の完全且つ効果的实施は、人権および基本的自由の普遍的尊重および遵守を促進する国際連合の努力にとって主要な重要事項であり、また人権条約機関制度の効果的な機能は、かかる文書の完全且つ効果的实施にとって必要不可欠であることを再確認し、

各人権条約締約国の関連義務の充足に関する進展に関する審査および義務の実施に関し国家に勧告を提供することを含む、各人権条約機関による人権および基本的自由の促進や保護に対する各人権条約機関の重要な、価値あるまた特別な役割と貢献をを認識し、

人権条約機関の独立性の重要性を再確認し、

---

<sup>1</sup> 決議 217A(III)

人権条約機関制度に対して、総会の既存の手続きの下で、適切な資金を国際連合の通常予算より提供することの重要性を認識し、

人権条約機関制度の作業方法の効率性を改善するための継続的な努力が重要であることをまた認識し、

人権条約機関制度の効果、調和および改革をさらに改善するための措置に関する事務総長報告書<sup>2</sup>に留意し、

人権条約機関制度の合理化および強化の方法を熟考するマルチ・ステークホルダー協議の形態での国際連合人権高等弁務官の活動と努力に謝意をもって留意し、

マルチ・ステークホルダー・アプローチが、いくつかの加盟国によって主催されたイベント<sup>3</sup>を含む、加盟国、条約機関、国内人権機関、非政府組織および学界の代表者が関与した複数回の会合によって構成されたことを留意し、

人権高等弁務官が、彼女の努力の枠組み内において、かつ熟考過程において出された関連提案を編集した報告書を準備する彼女の意向に沿って、来る 2012 年 4 月にニュー・ヨークにおいて締約国とともに協議を開催することを発表したことにまた留意し、

1. 総会の議長に対し、総会の枠組み内で、2012 年 4 月よりも後に、人権条約機関制度の効果的機能をどのように強化し促進できるかに関する開放された、透明且つ包括的な交渉を行うための政府間過程を立ち上げることを要請する。

2. これに関連して、総会の議長に対し、確立した手続きおよび慣行に従い、この過程で議長を補佐する二名の副進行役を任命することをまた要請する。

---

<sup>2</sup> A/66/344 及びA/HRC/19/28

<sup>3</sup> ダブリン(2009年および 2011年11月)、マラケシュ、モロッコ(2010年6月)、ポーランド、ポズナン(2010年9月)、ソウル (2011年4月)、スイス、シオン (2011年5月)、プレトリア(2011年6月)、スイス、ルツェルン(2011年10月)、ジュネーブ (2011年10月および11月 並びに 2012年2月)。

3. 上述の政府間過程はその審議において、事務総長報告書<sup>2</sup>および国際連合人権高等弁務官によって準備された編集報告書内のものも含む、人権条約機関制度の効果的機能の強化および促進に関連した提案を考慮することを決定し、またこれに関連して、人権高等弁務官に対し、編集報告書を総会に 2012 年 6 月以前に提出するように招請する。

4. 政府間過程の枠組みにおける審議は、国際連合の全加盟国、オブザーバー・メンバー、関連政府間機関および関連国際連合組織に開放されることを再確認する。

5. 総会議長に対し、上記第 1 項において言及された人権条約機関制度の効果的機能の強化および促進に関する政府間過程に関し、人権理事会議長と適切な通信の経路を構築することを要請する。

6. 総会議長に対し、上述第 1 項に言及された過程の政府間的性質を考慮しつつ、加盟国との協議後に、政府間過程が人権条約機関、国内人権機関および関連非政府組織からの情報並びに専門知識によって利益を享受できるように、別個の非公式的協議を案出することをまた要請する。

7. 政府間過程に対しその職務権限の期間中既存の資源の範囲内で全ての必要な支援を提供することを事務総長に要請する。

8. 総会の議長は、過程の延長の可能性の審議も含めた、総会のさらなる審議のために、政府間過程の審議内容および勧告を、総会の第 66 会期の終わりまでに報告するように要請する。

第 98 回本会議  
2012 年 2 月 23 日